

補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領

平成17年4月1日

要領17第2号

改正 要領17第64号

改正 要領20第11号

改正 要領22第45号

改正 要領26第60号

改正 要領令4第55号

改正 要領令6第17号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が事業者に対する補助金交付等の停止及び有資格者に対する競争参加資格停止の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金等 「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号。以下「機構法」という。）第15条第1項第6号及び第15条第2項第3号で規定する事業において交付する補助金、間接補助金、助成金又は利子補給金をいう。
- 二 補助金契約 補助事業者に対する補助金等の交付契約をいう。
- 三 工事等契約 機構の工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約をいう。
- 四 委託契約 機構の事務、事業を特定の者に行わせ、その対価を支払う契約を新規に締結することをいう。
- 五 請負等契約 機構と売買、貸借、請負その他の契約を新規に締結することをいう（工事等契約及び委託契約を除く。）。
- 六 補助金交付等 補助金契約、工事等契約、委託契約又は請負等契約の締結をいう。
- 七 補助金交付等停止措置 特定の事業者に対して、機構の補助金等の交付の決定を一定期間行わず、又は当該事業者を一定期間機構の工事等契約、委託契約若しくは請負等契約の相手方としないこととする措置をいう。
- 八 有資格者 工事等契約において中小企業基盤整備機構工事等請負業者選定事務処理要領（要領17第1号）第6条第4項に基づく競争参加資格を有する旨の通知を受けた者又は中小企業基盤整備機構物品製造等競争参加資格審査事務処理要領（要領16第88号）第4条第1項に定める一般競争に参加することができる者（同要領第6条において準用する場合を含む。）をいう。

(補助金交付等停止措置)

第3条 理事長等（工事等契約、委託契約及び請負等契約にあつては契約担当役又は分任契約担当役（以下「契約担当役等」という。））。以下同じ。）は、補助金契約においては別表第1、工事等契約においては別表第1-2又は委託契約若しくは請負等契約においては別表第2の各号に掲げる措置要件の一に該当する事業者（有資格者及び機構の予算を財源の全部又は一部として交付される再委託先、再々委託先、再外注先若しくは再々外注先（以下「下請負先」という。））、共同実施先若しくは共同企業体を含む。以下「事業者」という。）に対し、情状に応じて補助金契約においては別表第1、工事等契約においては別表第1-2又は委託契約若しくは請負等契約においては別表第2の各号に定めるところにより、又は国の府省において講じられる措置に応じて、期間を定め、補助金交付等停止措置を行うものとする。ただし、当該事業者が、措置要件の一に該当する行為（以下「該当行為」という。）の事実について機構に速やかに報告し、十分な再発防止体制を整備する等情状酌量すべき特別な事情がある場合において、当該行為の悪質性の程度を考慮し相当と認めるときは、補助金交付等停止措置の期間（以下「措置期間」という。）を短縮し、又は補助金交付等停止措置を行わないことができる。この場合、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意

の喚起を行うことができる。

- 2 理事長等は、前項本文の場合において、当該措置の対象となる補助金契約、工事等契約、委託契約又は請負等契約のうち、次に掲げるすべての条件を満たすものについては、その全部又は一部を当該補助金交付等停止措置の対象としないことができる。
 - 一 当該措置の対象が当該補助金交付等停止措置を行う日前において既に開始されているものであること。
 - 二 当該措置の対象を補助金交付等停止措置の対象とすることにより、当該措置の対象に係る予算の目的を達成できないこととなる可能性が相当程度高いこと。
- 3 理事長等は、第1項本文の場合において、該当行為の態様及び該当行為（該当行為の隠ぺいを含む。）に関与した者（以下この項において「該当行為関与者」という。）の全員が当該事業者により明らかにされた場合には、該当行為関与者及び該当行為に係る事業について該当行為関与者を監督すべき職位にある者が当該行為時に所属した事業部、支店、研究所その他の組織が行う事業に対する補助金交付等を補助金交付等停止措置の対象とするものとする。ただし、当該事業者の役員又はこれに準ずる者が当該行為の事実を把握したにもかかわらず速やかに機構に報告しなかった場合、該当行為関与者に当該事業者の役員が含まれる場合その他補助金交付等停止措置の対象を限定することが適当でない場合には、当該事業者のすべての組織に対する補助金交付等を補助金交付等停止措置の対象とするものとする。
- 4 理事長等は、事業者が別表第1、別表第1-2又は別表第2の各号（以下「別表各号」という。）の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する最も長い期間（短期及び長期がある場合は、その最も長いもの）をもってそれぞれ措置期間とする。
- 5 理事長等は、事業者が措置期間中及び措置期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における措置期間は、別表第1各号に定める期間の二倍の期間又は別表第1-2若しくは別表第2の各号に定める短期及び長期の2倍の期間とする。
- 6 理事長等は、当該事業者について、極めて悪質な事由があるとき又は該当行為により極めて重大な結果を生じたときには、措置期間を別表第1各号に定める期間の2倍まで又は別表第1-2若しくは別表第2の各号に定める当該長期の2倍まで延長することができる。
- 7 理事長等は、第1項ただし書きにより措置期間を短縮する場合には、別表第1各号に定める期間の2分の1まで又は別表第1-2若しくは別表第2の各号に定める期間のうち短期期間の2分の1まで短縮することができる。
- 8 理事長等は、措置期間中の事業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。
- 9 理事長等は、措置期間中の事業者について次の事由が生じたときは、当該事業者について補助金交付等停止措置を解除し、又は措置期間を変更することができる。
 - 一 理事長等が、当該事業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認める場合その他当該事業者について補助金交付等停止措置を継続することが適切ではない場合。
 - 二 事業者の役員、使用人その他の者の逮捕を理由として、当該事業者について補助金交付等停止措置を行った場合において、当該逮捕された者について不起訴処分が行われたことが明らかとなったとき。
- 10 理事長等は、別表各号に掲げる措置要件について、補助金交付等停止措置を受けた事業者以外の他の事業者が関与している場合には、当該事業者についても前各項の規定を適用する。
- 11 理事長等は、機構から補助金等交付を受けた事業者、機構と工事等契約、委託契約若しくは請負等契約を締結した事業者（再委託先、再々委託先、共同実施先、共同企業体又は請負等契約の下請負先を含む。）から機構の予算を財源の全部又は一部として交付される者に対しても、前各項の規定を適用する。

（下請負先及び共同企業体に関する措置）

- 第4条 契約担当役等は、別表第1-2及び別表第2により措置の期間を定める場合において、当該措置要件について責めを負うべき有資格者である下請負先があることが明らかとなったときは、当該下請負先について、元請負先の措置の範囲内で、情状に応じて期間を定めるものとする。
- 2 契約担当役等は、別表第1-2及び別表第2により共同企業体について措置の期間を定めるときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該措置基準について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の措置の範囲内で、情状に応じて期間及び措置対象地域を

定めるものとする。

- 3 契約担当役等は、別表第1-2及び別表第2又は前2項の規定による措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該措置の範囲内で、情状に応じて期間を定めるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する措置期間の特例)

第5条 契約担当役等は、別表第1-2及び別表第2により期間を定める際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、措置期間を加重するものとする。

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の職員(以下単に「職員」という。)が談合(刑法第96条の3第2項の談合をいう。以下同じ。)の情報を得た場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、事業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号から第6号までに該当したとき

それぞれの当該各号に定める短期の2倍(別表第2第6号に該当したときは、2.5倍)の期間

二 別表第2第2号から第6号までに該当する事業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

それぞれの当該各号に定める短期の2倍(別表第2第6号に該当する事業者にあつては、2.5倍)の期間

三 別表第2第2号、第3号又は第6号に該当する事業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があつたとき(前二号に掲げる場合を除く。)

それぞれの当該各号に定める短期の2倍(別表第2第6号に該当する事業者にあつては、2.5倍)の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号、第3号又は第6号に該当する事業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月(別表第2第6号に該当する事業者にあつては、1.5ヶ月)を加算した期間

五 機構の役職員又は機構以外の公共機関の役職員が、公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項の行為をいう。以下同じ。)若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで当該職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する事業者に悪質な事由があるとき。(第1号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月(別表第2第6号に該当する事業者にあつては、1.5ヶ月)を加算した期間

(事故等の報告)

第6条 分任契約担当役は、自らの所掌に係る事務に関し、事業者が別表第1-2又は別表2の各号に掲げる措置要件の一に該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、すみやかに、その旨を事故・事件報告書(様式第1号)により契約担当役に報告しなければならない。

- 2 分任契約担当役は、前項に定めるもののほか、事業者が別表第1-2又は別表2の各号に掲げる措置要件の一に該当し、又は該当するおそれがあると認められる情報を得たときは、その旨を適宜の方法により契約担当役に報告するものとする。

(通知等)

第7条 理事長(工事等契約、委託契約及び請負等契約においては契約担当役)は、第3条第1項の規定により補助金交付等停止措置を行い、同条第8項若しくは第9項の規定により措置期間を変更し、又は同項の規定により補助金交付等停止措置を解除したときは、当該事業者(機構と契約を締結している者に限る。)及び補助金等交付担当部長並びに分任契約担当役に、様式第2号、様式第3号、様式第4号又は様式第5号により遅滞なく通知するものとする。

- 2 補助金等交付担当部長及び分任契約担当役は、前項の規定により通知を受けた補助金交付等停止措置の内容に従って、契約に関する事務を行わなければならない。ただし、機構業務の円滑な遂行を図るため、やむを得ない事由があるものとして、あらかじめ理事長の承認を受けた場合はこの限りでは

ない。

(機構以外の機関が決定した措置の取扱い)

第8条 理事長等は、機構以外の機関（国の府省）から、当該機関が所管する事業で不正又は不適切な行為を行った者に対し、補助金交付等停止措置を講じた旨の通知等があった場合には、第3条の規定にかかわらず、同様の措置を行うことができるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 分任契約担当役は、措置期間中の者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、中小企業基盤整備機構会計規程（規程16第3号）第32条第1項各号に該当する場合であって、あらかじめ、工事等契約、委託契約又は請負等契約について随意契約承認申請書（様式第6号）を契約担当役に申請し、その承認を得たときは、この限りでない。

(契約の相手方の制限)

第10条 理事長等は、機構と締結した契約（以下「機構発注契約」という。）について、契約の相手方又は下請負先がその全部又は一部を措置期間中の者に下請けさせることを承認してはならない。ただし、機構の業務の円滑な遂行を図るため、やむを得ない事由があるものとして、あらかじめ補助金契約については理事長、工事等契約、委託契約又は請負等契約については契約担当役の承認を受けた場合はこの限りではない。

(告発)

第11条 告発については、事案の内容に応じ、関係法令等を勘案して判断するものとする。

(申告義務等)

第12条 役職員は、別表第1第1号、第2号、第4号又は第6号の措置要件に該当する事実があり、又はそのおそれがある旨の報告を関係事業者又はその使用者、代理人、取引先その他の関係者から受け、又はその他の方法により自らその旨を知ったときは、直ちにその旨を補助金契約については理事長に、工事等契約、委託契約又は請負等契約については契約担当役等に通知しなければならない。

2 理事長等は、前項の通知を受けたときは、必要な調査を行い、又は補助金契約については補助金等交付担当部長、工事等契約、委託契約及び請負等契約については当該契約を担当する分任契約担当役若しくは各部等の長に必要な調査を行わせるものとする。

(仮措置)

第13条 理事長等は、別表各号の措置要件に該当する事実があり、又はあったと認める相当の理由があるときは、前条第2項の調査が終了するまでの間に限り、当該事業者のうち必要最低限の組織を対象として、補助金交付等停止措置（以下「停止等仮措置」という。）を行うことができる。

2 理事長等は、前項の規定による停止等仮措置を行った後に、第3条第1項の規定に基づく補助金交付等停止措置は、当該停止等仮措置に係る期間を斟酌して、措置期間を決定するものとする。

(公表)

第14条 理事長等は、第3条第1項の規定に基づく補助金交付等停止措置は、当該措置に係る事業者名、事案の概要及び講じた措置の内容について公表するものとする。ただし、補助金契約については理事長が、工事等契約、委託契約及び請負等契約については契約担当役が公表が適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施し、同日以降新たに競争参加資格確認の回避を行う場合に適用する。

附 則（要領17第64号）

この要領は、平成18年2月17日から実施し、同日以降新たに競争参加資格確認の回避を行う場合に適用する。

附 則（要領20第11号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（要領 2 2 第 4 5 号）
この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（要領 2 6 第 6 0 号）
この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（要領令 4 第 5 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 5 年 3 月 3 0 日から施行し、同年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

第 2 条 この要領の実施後、令和 6 年 3 月末日までの間に、中小企業基盤整備機構物品製造等競争参加資格審査事務処理要領の一部を改正する要領（要領令 4 第 5 2 号）附則第 3 条の規定により個別の入札において参加資格を有する者とみなされた者にあつては、第 1 条第 1 項に規定する有資格者とみなして、この要領の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「当該有資格者」とあるのは「契約担当役及び当該有資格者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号又は様式第 5 号により通知するとともに、当該有資格者」と読み替えるものとする。

附 則（要領令 6 第 1 7 号）
この要領は、令和 6 年 1 0 月 2 9 日から施行する。

別表第 1

| 号 | 措置要件 | 措置要件の態様 | 期間 |
|---|---|--|--------------|
| 1 | （補助金等に関する不正行為） 偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたと認められるとき | ①社会への影響が大きく、役員が関与するなど行為の悪質性も高いと判断されるもの | 1 8 ヶ月 |
| | | ②①及び③以外のもの | 1 2 ヶ月 |
| | | ③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 6 ヶ月 |
| 2 | 補助金等の他の用途への使用があつたと認められるとき | ①社会への影響が大きく、役員が関与するなど行為の悪質性も高いと判断されるもの | 9 ヶ月 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 6 ヶ月 |
| | | ③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 3 ヶ月 |
| 3 | （補助金等に関する不適切な行為） 補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違 | ①社会への影響が大きく、役員が関与するなど行為の悪質性も高いと | 6 ヶ月 |

| | | | |
|---|---|--|--------------|
| | 反し、当該違反行為の態様に鑑みて、契約の相手方として不相当であると認められるとき(前各号に掲げる場合を除く。) | 判断されるもの | |
| | | ② ①及び③以外のもの | 4 ヶ月 |
| | | ③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 2 ヶ月 |
| 4 | (契約に関する不正行為等) 偽りその他不正の手段により工事等契約、委託契約及び請負等契約の支払を受けたと認められるとき | ①社会への影響が大き く、役員が関与するな ど行為の悪質性も高い と判断されるもの | 1 8 ヶ月 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 1 2 ヶ月 |
| | | ③社会への影響が小さ く、行為の悪質性も低 いと判断されるもの | 6 ヶ月 |
| 5 | (契約に関する不適切な行為) 工事等契約、委託契約及び請負等契約の実施に当たり、契約に違反し、その違反の態様に鑑みて、契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。) | ①社会への影響が大き く、役員が関与するな ど行為の悪質性も高い と判断されるもの | 6 ヶ月 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 4 ヶ月 |
| | | ③社会への影響が小さ く、行為の悪質性も低 いと判断されるもの | 2 ヶ月 |

別表第1-2 (事故等に基づく措置基準)

事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期 間 |
|---|----------------------|
| (虚偽記載) | |
| 1 機構が発注する工事等契約に係る一般競争等の競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の競争前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内 |
| (過失による粗雑履行) | |
| 2 機構発注契約の履行にあたり、過失による粗雑な履行が認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) | 当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内 |
| 3 機構発注契約の履行にあたり、過失による粗雑な履行をした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内 |
| (契約違反) | |
| 4 機構発注契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(前2号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から2週間以上4 |

| | |
|--|---|
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 機構発注契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> | <p>ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> |
| <p>6 機構発注契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた受注関係者事故)</p> <p>7 機構発注契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、当該受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> |
| <p>8 機構発注契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、当該受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内</p> |

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

| 措置要件 | 期 間 |
|---|--|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役員又は職員（以下「役職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員との関与の有無、社会的影響等を勘案して、補助金交付等又は請負等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 事業者の代表権を有する役員（個人事業主及び代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む（以下「代表役員等」と総称する。）。）</p> <p>ロ 事業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。）</p> <p>ハ 事業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。）</p> | <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、その行為態様、役員との関与の有無、当該違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>3 機構発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（第6号に掲げる場合を除く。）。</p> | <p>当該認定をした日から2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2ヶ月以上12ヶ月以内</p> |
| <p>(談合)</p> <p>4 機構発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、その行為態様、役員との関与の有無、当該談合行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> |

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>(競売等妨害)</p> <p>5 機構発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、その行為態様、役員との関与の有無、社会的影響等を総合的に勘案して、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> |
| <p>(重大な独占禁止違反行為等)</p> <p>6 機構発注契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該契約に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項に第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（事業者である法人の役員若しくは使用人又は事業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 事業者である法人の役員若しくは使用人又は事業者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヶ月以上36ヶ月以内</p> |
| <p>(不正競争)</p> <p>7 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第20号に掲げる行為を行った場合において、その行為態様、役員との関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内</p> |
| <p>(建設業法等違反行為)</p> <p>8 機構発注契約に関し、その契約履行に係る行為を規制する個別業法等の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合において、その行為態様、役員との関与の有無、当該不正又は不誠実な行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> |
| <p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、その行為態様及び社会的影響等を勘案して、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> |

【機密性2】

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

契約担当役 殿

分任契約担当役

事故・事件報告書

次の事業者について、下記のとおり補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）に該当する（該当するおそれのある）事件・事故があったので報告します。

商号又は名称

住 所

記

補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）に該当する（該当するおそれがあると認める）事実の状況

（注）当該事実等を掲載した新聞記事等がある場合は、その写しを添付すること。

【機密性2】

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

（補助金等交付担当部長・分任契約担当役 殿）

（理事長・契約担当役）

補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）（変更又は解除）
通知書

次の事業者について、下記のとおり補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）（変更又は解除）を行ったので、通知する。

商号又は名称
住 所

記

- 1 措置の期間
- 2 対象の地域
- 3 理 由

- （注） 1 補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）の変更の場合は、変更前と変更後の期間、対象地域及び始期を記載する。
- 2 補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）の解除の場合は、記は不要とする。

【機密性 2】

様式第 3 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人中小企業基盤整備機構
（理事長・契約担当役）

補助金交付等停止（及び競争参加資格停止）の措置通知書

この度 貴殿が（の） ① ことは誠に遺憾である。よって、
下記のとおり補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）を行うこととした
ので通知する。今後は、かかる事態が生ずることにならないよう十分注意されたい。

記

- 1 措置の期間 ②
- 2 対象の地域
- 3 措置の理由 ③

- （注）
- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
 - 2 ②には、補助金交付等停止（及び競争参加資格停止措置）の期間の
始期及び終期を記載する。
 - 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要
等を記載する。

【機密性2】

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人中小企業基盤整備機構
（理事長・契約担当役）

補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）変更通知書

先に 年 月 日付第 号をもって貴殿の補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当補助金交付等停止措置（及び当競争参加資格停止措置）の内容を変更したので、通知する。

記

- 1 措置の期間
- 2 対象の地域
- 3 理由

（注）措置の変更の場合は、変更前と変更後の期間、対象地域及び始期を記載する。

【機密性 2】

様式第 5 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人中小企業基盤整備機構
（理事長・契約担当役）

補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）解除通知書

先に 年 月 日付第 号をもって貴殿の当補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）を行った旨を通知したところであるが、この度、当補助金交付等停止措置（及び当競争参加資格停止措置）を解除したので通知する。

【機密性2】

様式第6号（第9条関係）

番 号
年 月 日

契約担当役 殿

分任契約担当役

補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）者との随意契約承認申請書

次の工事（業務）について、下記の理由により補助金交付等停止措置（及び競争参加資格停止措置）者と随意契約をしたいので、承認されたく申請します。

工事（業務）名 (種別、等級)
契約予定年月
予定工（履行）期

記

- 1 理由
- 2 措置者
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住 所
 - (3) 措 置 期 間